

## 国立市自転車安全利用促進条例の見直しについて

### 1. 概要及び経過

国立市自転車安全利用促進条例（以下、「条例」といいます。）は昭和56年5月に施行され、使用料の見直しを除くと大幅な見直しは行ってきませんでした。自転車駐車場の運営や放置自転車対策について、現行の条例では対応できない部分が生じていることから、改正を検討します。

### 2. 改正のポイント（案）

#### （1）自転車駐車場

##### ①使用料の見直し

平成25年度に使用料の改定を実施したものの、「財政健全化の取り組み方針・実施細目」で指摘されている未達成分があるため、コスト計算を行う中で使用料の改定を検討します。

特に、中央線高架下自転車駐車場の利用率が著しく低く、料金設定が駐車場の利用率の平準化機能を果たしていません。国立駅西口改札の設置等、周辺状況に変化がありましたが、利用率は微増にとどまっており、早い段階での使用料の値下げを検討します。

##### ②買い物等利用者への対応

現在、一時利用は一日単位の使用料となっており、買い物等利用者の特徴である短時間の駐車需要に対応できていません。そこで、市民からの要望も多い一定時間無料制の導入について検討します。

#### （2）放置自転車対策

##### ①放置自転車整理区域の見直し

駅に近い公園等、駐車されやすい環境であるにもかかわらず、放置自転車整理区域に指定されていない公共空間があります。

##### ②原付に対する放置対策

多くの自治体で行われている原付の移送について検討します。

### ③処分する放置自転車の有償での引渡し

現在引き取りのない放置自転車については、ごみ減量課でリサイクル用に譲渡するか協定業者に無償で譲渡しています。無償譲渡している自転車について売却できないか検討します。

## (3) その他

### ①大型店舗等の自転車駐車場附置義務

現在、建築延べ面積 500 平方メートル以上の建築物について、自転車駐車場の設置を義務付けています。対象建築物の規模等の条件面及び罰則規定等について他市の事例を参考にしつつ見直しを行います。

### ②民間事業者の参入促進

国立市では、他市と比べて民間事業者の参入が少なく、理由として助成制度を設けていないことが考えられます。他市の事例を参考にしつつ必要性も含めて、制度の設立を検討します。

## 3. 今後のスケジュール

平成 29 年	5 月	(第 1 回) 国立市自転車対策審議会に諮問
平成 29 年	7 月	(第 2 回) 中央線高架下自転車駐車場の使用料について答申
平成 29 年	9 月	市議会に提案
平成 29 年	10 月	(第 3 回)
平成 30 年	1 月	(第 4 回) その他の諮問内容について答申